金ケ崎町農業委員会議事録

平成 31 年 1 月 21 日午後 3 時 00 分から平成３１年第 1 回金ケ崎町農業委員会を、金ケ崎町役場 4 階大会議室に招集して開催した。

１．本会議に出席した委員は 11 名で次のとおりである。

第 1 番委員	高　橋　旦　志	第 7 番委員	名　和　和　弘
第 2 番委員	石　　田　　一	第 9 番委員	千　　葉　　実
第 3 番委員	小　嶋　教　三	第 10 番委員	小 野 ま り 子
第 4 番委員	髙　橋　正　則	第 11 番委員	那 須　　正 昭
第 5 番委員	松　本　義　文	第 12 番委員	菊　地　成　壽
第 6 番委員	千　田　眞　一		

２．本会議に出席した者は次のとおりである。

事 務 局 長	阿　部　一　之
係　　長	及　川　　靖
主　　事	橋　本　好　美

３．本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第 1 号　農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第 2 号　農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について
議案第 1 号　農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について
議案第 2 号　農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第 3 号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について

４．本会議の書記は次のとおりである。

係　　長	及　川　　靖
主　　事	橋　本　好　美

議　　長　　只今から平成 31 年第 1 回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間　15 時 00 分

議　　長　　８番菊地重治委員から欠席の届出があります。
　只今の出席委員は、１１名であります。
　定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第 11 条の規定により会議は成立いたします。

議　　長　　日程第１、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第 14 条の規定により議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
　―――異議なしの声あり―――――
議　　長　　異議なしと認め、議事録署名人には 4 番高橋正則委員、5 番松本義文委員を、書記には事務局を指名いたします。

議　　長　　日程第 2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
　―――異議なしの声あり―――――
議　　長　　異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議　　長　　日程第 3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
事務局長　　【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
議　　長　　報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので諸般の報告を終わります。

議　　長　　日程第 4、報告第 1 号　農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので、報告第 1 号を終わります。

議　　長　　日程第 5、報告第 2 号　農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので、報告第 2 号を終わります。

議　　長　　日程第 6、議案第 1 号　農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　　討論なしと認めます。質疑、討論を打ち切り採決いたします。

議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請審議について許可に賛成する委員の挙手を求めます。

―――全員挙手―――

議　　長　　ありがとうございます。挙手全員であります。よって当案件は許可することに決定しました。

議　　長　　日程第7、議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事　務　局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　　説明が終わりました。

続いて現地調査の報告を求めます。番号 1 番の案件について２番石田一委員より報告願います。

第２番委員　　２番石田が、番号１番の案件について現地調査の報告いたします。

１月１６日午前、南方地区の農地利用最適化推進委員の千葉誠委員、相沢清幸委員、そして事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である[redacted]が宅地造成のために、農地所有者の[redacted]さんから田んぼを売買により所有権移転をして宅地に転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は南方幼稚園の東側約２００メートルの場所です。都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではございません。

一般基準でございますが、事業実施に係る費用については、自己資金により準備していることを確認しております。

隣接する農地に対しては、施工するということですので、影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断してまいりました。

以上で現地報告を終わります。

議　　長　　ご苦労様でした。続きまして番号２番の案件について、３番小嶋教三委員報告願います。

第３番委員　　３番小嶋が、番号２番の案件について現地調査の報告いたします。

１月１６日午後１時３０分、三ケ尻地区の農地利用最適化推進委員の小関義則委員、千葉謙次委員、そして事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。

場所はカネマン金ケ崎店の国道を隔てて西側になります。

譲受人である[redacted]さんが住宅を新築するため、父親の[redacted]さんから畑を使用貸借により借り受けし転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は実家の南側に隣接する畑で都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではございません。

一般基準でございますが、事業実施に係る費用については、融資及

び自己資金によりおこなうことを確認しております。
　隣接する農地に対しては、農地の利用に影響を与えないため、通路を作るとともに法面保護工事により土砂が崩れないように施工することから影響は発生しないもとと考えられます。事業実施の確実性、被害防除の実施も認められます。以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断してまいりました。

議　　長　　ご苦労さまでした。続きまして番号３番の案件について、４番髙橋正則委員報告願います。

第４番委員　　番号３番の案件について、４番髙橋が報告いたします。１月１７日午後１時３０分より、西部地区の農地利用最適化推進委員の菊地達夫委員と小関良則委員と渡辺悟委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。譲受人である[redacted]が携帯電話基地局建設のために作業及び資材置場の用地として、農地所有者の[redacted]さんから、畑を使用貸借により借受し、一時転用しようとするものです。期間は約６ヶ月で、終了予定時期は平成３１年７月１５日となっております。基地局建設用地と隣接する畑の一部を、仮設トイレ１㎡、残土・資材置場 15 ㎡、作業スペース 157.51 ㎡の合計 173.51 ㎡と必要最小限の面積で一時的に利用する計画となっています。
　また、工事完了後は、すみやかに現状の農地へ復元する計画書が提出されていることから、一時転用は許可相当であると判断致しました。

議　　長　　以上で現地報告を終わります。
　ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――

議　　長　　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
　―――なしの声あり―――

議　　長　　討論なしと認めます。質疑、討論を打ち切り採決いたします。
　議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
　―――挙手全員―――

議　　長　　ありがとございます。挙手全員であります。よって当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議　　長　　日程第８議案第３号金ケ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
　事務局、説明を求めます。

事　務　局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　　説明が終わりました。ここで、79 ページの計画公告撤回 番号 16 番の案件及び 94 ページの利用権設定 番号 16 番の案件について１０番小野まり子委員が、農業委員会等に関する法律第３１条に該当しておりますので退席を命じます。
　―――１０番小野まり子委員退席―――

議　　長　　これより、計画公告撤回 番号 16 番の案件 及び利用権設定 番号 16 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――

議　　長　　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　計画公告撤回 番号16番の案件及び利用権設定番号16番の案件について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

―――挙手全員―――

議　　長　ありがとございます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。１０番小野まり子委員の入席を許します。

―――１０番小野まり子委員入席―――

議　　長　それでは、議案第３号のそのほかの案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　議案第３号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。平成31年第1回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。大変ご苦労様でした。

時間　15時37分